（表）

様式第３号（別表２関係）

第76回全国植樹祭協賛企業等における

プレミアロゴマーク等の使用前届出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　月　日

　第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会

　　会長　中村　時広　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者（役職・氏名）

第76回全国植樹祭シンボルマーク及びロゴマークの使用に関する規程第６条の使用許諾の制限事項を遵守しますので、完成見本を添えて本書のとおり届け出ます。

（添付書類）

*・完成見本（写真等）*

　【担当者連絡先】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所属 |  | 職氏名 |  |
| TEL |  | E-mail |  |
| FAX |  |  |  |

（裏）

「第76回全国植樹祭シンボルマーク及びロゴマークの使用に関する規程」抜粋

（使用許諾の制限）

第６条　シンボルマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として、会長は許諾しないものとする。

（１） シンボルマーク等を立体として表現したもの

（２） 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合

（３） 第76回全国植樹祭の信用又は品位を害するものと認められる場合

（４） 第三者の利益を害するものと認められる場合

（５） 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合

（６） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合

（７） シンボルマーク等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

（８） シンボルマーク等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合

（９） シンボルマーク等の著しい変形その他シンボルマーク等の使用方法が適当でないと認められる場合

（10） シンボルマーク等の使用の申請をした者が下記の項目に該当する場合

　　 ①　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規程する暴力団をいう。以下同じ。）

　　 ②　暴力団員（法第２条第６号に規程する暴力団員をいう。以下同じ。）

　　 ③　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

　　 ④　暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

　　 ⑤　暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

　　 ⑥　上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

　　 ⑦　上記②から⑥に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人

（11） シンボルマーク等の使用目的が第76回全国植樹祭の開催理念から逸脱している場合

（12） その他、シンボルマーク等の使用が適当でないと認められる場合